

生振第718号
平成25年12月20日

埼玉県種苗審議会 会長 様

埼玉県知事 上田清司



主要農作物奨励品種等の区分変更等について（諮問）

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）第2条に基づき、主要農作物奨励品種等の区分変更等について、下記のとおり貴審議会の意見を求める。

記

1 諒問事項

主要農作物奨励品種等の区分変更について

- ア 水稲粳「彩のきずな」の認定品種から奨励品種への区分変更について
- イ 水稲粳「彩のみのり」の奨励品種から準奨励品種への区分変更について

2 諒問理由

別紙

別紙

諮問事項・理由

1 主要農作物奨励品種等の区分変更について

(1) 水稻「彩のきずな」の認定品種から奨励品種への区分変更について

① 品種特性

本品種は高温登熟耐性、病害虫複合抵抗性を持つ中生の品種であり、埼玉県農林総合研究センター水田農業研究所で育成され、平成24年11月8日に品種登録出願公表された。

また、高温登熟耐性が「やや強～強」であり、高温下でも品質低下が軽減できる。さらに、イネ縞葉枯病抵抗性、穂いもちは場抵抗性、ツマグロヨコバイ抵抗性を持ち、各種栽培特性が優れている。食味はアミロース含量が「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」と同程度～やや低く、粘りが強く極良食味である。

② 取組状況

奨励品種としての採用を検討するため、平成22年度に奨励品種決定調査を開始した。平成24年度には県内8地域で現地実証圃を設置して適応性の検討を行った。平成25年度は大規模実証圃として約100ha規模の作付けを行った。

平成26年度は1,250haの作付けを予定するとともに、平成27年度の本格栽培開始に向け種子の増殖を行う計画である。

③ 区分変更の理由

平成25年度に実施した大規模実証圃では、既存品種である「キヌヒカリ」と比較して収量、品質、病害虫抵抗性（イネ縞葉枯病）に優れた結果を示した。そのため、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定廃止基準（平成14年3月20日 埼玉県農林部 埼玉県種苗審議会）2に基づき奨励品種に区分変更し、「キヌヒカリ」の後継として麦あと栽培を含めた普通栽培地域を中心に積極的に奨励しようとするものである。

(2) 水稻「彩のみのり」の奨励品種から準奨励品種への区分変更について

① 品種特性

本品種はイネ縞葉枯病抵抗性、穂いもちは場抵抗性、ツマグロヨコバイ抵抗性を持つ中晩生の品種であり、埼玉県農林総合研究センター水田農業研究所で育成され、平成22年11月15日に品種登録された。

千粒重は大きく、飯米は外観が優れ、6月下旬移植では「キヌヒカリ」並みの良食味である。高温登熟耐性はやや弱い。

② 取組状況

「彩のみのり」は平成19年度に認定品種に採用され、平成21年度に奨励品種に区分変更した。作付面積は平成21年度で104ha、平成22年度で300ha、平成24年度で1,300haであり、作期分散のための中晩生品種として県内全域で作付けがさ

れている。

③ 区分変更の理由

「彩のみのり」は中晩生の「朝の光」の代替品種として3,000haを目標に普及を推進したが、作付面積は1,300ha（県生産面積の3.7%）にとどまっている。生産者・実需者の評価は下がったものの、熟期が中晩生の代替品種が具体化していないことから、限定的な作付を普及することとし、埼玉県主要農作物奨励品種等の決定廃止基準（平成14年3月20日 埼玉県農林部 埼玉県種苗審議会）3の（2）に基づき準奨励品種に区分変更する。